

6

NPO法人の適正な法人運営のために

最後に、この機会にNPO法人の適正な法人運営について考えてみましょう。認定基準は公益性と適正な法人運営を判定するものですが、具体的にどのようにすれば適正な法人運営と言えるのか、ここではNPO法人として最低限すべきことをまとめてみました。

1. NPO法人の定款自治

定款自治とは、定款に従って法人の運営を行なうことをいいます。

定款とは、法人を設立する際に自らが作った法人の運営を行なうためのルールです。つまり、**定款に定められたルールに則った運営が、適正な法人運営の基本**ということになります。

NPO法人は理事や正会員（NPO法上の社員）の話し合いによって運営される法人です。もし、理事会や総会もせず、理事長のワンマン経営で運営しているのであれば、それはNPO法人ではありません。

NPO法が社員の資格に制限を設けてはいけないとしているのは、法人の運営主体についても幅広く一緒に活動を行なう仲間を増やすことが求められているからです。しかしその結果、話し合いの場において意見が対立することも予想されます。そこで、定款で会議（総会や理事会）についてのルールを定め、議事録を作成して記録を残し、話し合いの結論を共有する必要があります。このような一見面倒な手続きをきちんと行なうことが、NPO法人の運営を行なう上で重要なことなのです。

この機会にもう一度定款を読み直してみましょう。

定款のチェック項目リスト

定款の項目	チェック項目	チェック欄	
		はい	いいえ
目的及び事業	<ul style="list-style-type: none"> 定款に定めた事業以外の事業を行なっていませんか？ ●定款違反にならないためにも、事業内容に変更があれば定款の見直しを行ないましょう。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
会員及び会費	<ul style="list-style-type: none"> 入会、退会など随時、会員の管理を行なっていますか？ 会員の入会に際し、不当な条件を付していませんか？ 会費規程を定めている場合、規程どおり会費の徴収を行なっていますか？ ●正会員の総数が把握できなければ、総会の際に定足数が計算できません。会員の管理は法人運営の基本です。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
役員	<ul style="list-style-type: none"> 役員の数は、定款に定めた定数を満たしていますか？ 欠格事由に該当する役員や、親族等の規定数を超えた役員がいませんか？ 役員報酬を支払う役員の数は、役員総数の3分の1以下ですか？ 監事は定款に定めた監事の職務を遂行していますか？ ●役員も定款に定めたとおり選任され、業務の執行を行なう必要があります。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
総会	<ul style="list-style-type: none"> 定款に定めた手続きに従って招集、開催がされていますか？ 総会は定款に定めた定足数の要件を満たしていますか？ 議案に関する議決は、定款に定める方法で行なわれていますか？ 定款で議事録について定めている場合、総会の議事録を作成していますか？ 議事録には署名人の署名がありますか？ ●定款には総会開催のルールが記載されています。定款どおりに総会が行なわれない場合は、決議事項が無効になりますのでよく確認してください。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
理事会	<ul style="list-style-type: none"> 定款に定めた手続きに従って招集、開催がされていますか？ 議案に関する議決は、定款に定める方法で行なわれていますか？ 定款で議事録について定めている場合、理事会の議事録を作成していますか？ 議事録には署名人の署名がありますか？ ●定款で理事会の設置を定めた法人は、定款に定めるとおり理事会を開催しなければなりません。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

「いいえ」にチェックがついた項目は定款違反となる可能性がありますので、改善が必要です。

2. NPO法人のコンプライアンス(法令遵守)^{ほうれいじゅんしゆ}

誰もが企業倫理やコンプライアンスという言葉を一度は耳にしたことがあると思います。コンプライアンスとは、「法律を守ること」です。営利企業も利益を追求するだけでなく、社会の一員として、倫理的かつ法律に違反しない企業活動が求められる時代になりました。公益的活動を行うNPO法人は、企業以上に厳密なコンプライアンスを市民から要求されていることを自覚しなければなりません。下表に記載したNPO法の罰則規定に該当する場合は、認定を受けることができませんので注意してください。

【NPO法の罰則規定】

	罰則の種類	内 容
1	6月以下の懲役または50万円以下の罰金刑になるもの (NPO法第77条)	偽りや不正な手段により、 認定NPO法人等の認定等を受けた場合 認定の更新を受けた場合 認定NPO法人等がNPO法人と合併した場合
2	50万円以下の罰金刑になるもの (NPO法第78条)	次の事項に違反し、正当な理由もなく改善命令に従わず適切な措置をしない場合 ①特定非営利活動を主たる目的とすること ②営利を目的としないこと ③社員の資格の得喪に関して不当な条件を付さないこと ④報酬を受ける役員が、役員総数の3分の1以下であること ⑤宗教活動、政治活動、選挙活動を主たる目的としないこと ⑥暴力団に該当せず、暴力団やその構成員の統制下でないこと ⑦10名以上の社員を有すること ⑧定款に違反しないこと ⑨法令または法令に基づいてする行政庁の処分に違反しないこと 認定NPO法人や仮認定NPO法と誤認される名称を使用した場合 認定NPO法人等が次の事項に該当し、正当な理由もなく命令に従わず措置をしない場合 ①認定基準の3号、4号イロ、7号に適合しなくなった ②事業報告書等の未提出、閲覧書類の閲覧拒否 認定NPO法人がその他の事業から生じた利益を、特定非営利活動以外のために使用し、業務停止命令が出たにもかかわらず事業を継続した場合

3	NPO法人の理事、監事または清算人に対し20万円以下の過料になるもの（NPO法第80条）	<p>次の各号に該当する場合</p> <p>① <u>登記をしていないとき</u></p> <p>② 成立の際の財産目録の作成、備え置きがないとき</p> <p>③ 役員の変更届、定款の変更届、認定NPO法人の代表者変更届の提出がないとき、または虚偽の届出をしたとき</p> <p>④ 事業報告書等、役員名簿、定款の備え置きがないとき、または必要事項を記載せず、不実の記載をしたとき</p> <p>⑤ <u>毎事業年度提出すべき事業報告書等、または定款変更後の登記事項証明書の提出がないとき</u></p> <p>⑥ 認定NPO法人等の認定申請の添付書類や、役員報酬規程等の備え置きがないとき、または必要事項を記載せず、不実の記載をしたとき</p> <p>⑦ <u>認定NPO法人が毎事業年度提出すべき役員報酬規程等その他の書類の提出がないとき</u> 等</p>
---	--	--

罰金刑は刑事罰であり、前科となりますが、過料は行政上の制裁金で前科とはなりません。いずれにしても、NPO法人の役員はこれらの責任が問われるということを忘れてはなりません。従って、理事は常日頃から法令遵守に気を配り、罰則規定に該当する事実がある場合は、早急にその事態が解消されるよう努力しなければなりません。

また、監事は理事とは違った公正な視点で、定款違反や法令違反がないかをチェックし、場合によっては理事にストップをかける必要があります。

このほかに気をつけたい規定が^{りえきそうはんこうい}利益相反行為の禁止（NPO法第17条の4）です。利益相反行為とは、法人と理事との間で利害関係が対立するような状態のことをいいます。

例

- ・ 理事長が自宅の一部をNPO法人の事務所として賃貸し、家賃や光熱費を収受している。
- ・ NPO法人の業務の一部を、理事の経営する会社へ外注している。
- ・ 無給の理事にNPO法人のHPを作成してもらい、外注費（製作費）を支払った。
- ・ 無給の理事にセミナーの講師をしてもらい、講師料を支払った。

など、いずれも理事個人の利益≠法人の利益となるような場合をいいます。

このような場合は、理事会で家賃や講師料などの報酬の額について話し合い、承認決議をする必要があります。このとき、当事者の理事は決議に加わることはできず、代表権も有しません。また、NPO法人と理事長個人が契約をする場合、法人は理事長の代理人を立てる必要があります。

3. その他の法令のコンプライアンス(法令遵守)^{ほうれいじゅんしゅ}

認定基準7号に、「法令または法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、または得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと」という基準があります。この「法令」はNPO法のみを意味するものではありません。

NPO法以外の法令に関しても違反があれば、認定等を受けることができない場合があります。

NPO法人が遵守すべきNPO法以外の法令の代表的なものについて、チェックリストを見ながら確認をしてください。「いいえ」にチェックがついた場合は、法令に違反している可能性があります。

また、このリストに記載されていない法令でも、法人の事業内容によっては適用を受ける法令もありますので、注意が必要です。

(例) 介護保険法、社会福祉法、障害者総合支援法、食品衛生法、個人情報保護法など)

その他の法令については巻末の資料編もご参照ください。(→P194)

【NPO法以外の法令に関するチェックリスト】

法令の種類		チェック項目	チェック欄	
			はい	いいえ
税	法人税法	<ul style="list-style-type: none"> 法人税の申告義務がある（法人税法に規定する34業種の収益事業を実施している）場合に、申告期限内に申告している 納付税額がある場合は、期限内に納税している 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	法人住民税・事業税（県民税・市町村民税）	<ul style="list-style-type: none"> 法人税の申告義務がある（法人税法に規定する34業種の収益事業を実施している）場合に、申告期限内に申告している 納付税額がある場合は、期限内に納税している 法人税法上の収益事業を実施していない場合に、期限内に法人均等割額の減免申請手続きをしている 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	消費税法	<ul style="list-style-type: none"> 消費税の申告義務がある（基準期間または特定期間の課税売上高が1千万円を超える）場合に、申告期限内に申告をしている 納付税額がある場合は、期限内に納税している 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	所得税	<ul style="list-style-type: none"> 給与や報酬の支払いがある場合に、源泉所得税を徴収し納付期限までに納付している 給与の支払いがある場合に、年末調整を実施している 法定調書合計表、源泉徴収票、支払調書を期限までに提出している 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	住民税	<ul style="list-style-type: none"> 給与の支払いがある場合に、個人住民税を徴収し納付期限までに納付している 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> 償却資産の申告を期限までにしている 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
労	労災保険	<ul style="list-style-type: none"> 有給の職員を1人以上雇用している場合に労災保険に加入している 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	雇用保険	<ul style="list-style-type: none"> 有給の職員を1人以上雇用している場合に雇用保険に加入している（パートの場合は、①31日以上継続雇用、②所定労働時間が週20時間以上の人のみ） 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	社会保険（健保・年金）	<ul style="list-style-type: none"> 有給の役員または職員がいる場合に社会保険に加入している（パートの場合は、1日または1週間の所定労働時間が正社員の概ね4分の3以上、かつ1ヶ月の所定労働日数が正社員の概ね4分の3以上である者のみが対象） 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
務	労働基準法	<ul style="list-style-type: none"> 職員を雇用した場合に労働条件通知書（賃金、労働時間、労働条件を記載した文書）を交付している 職員の労働者名簿、賃金台帳を作成している 10人以上の職員（パート含む）がいる場合に、就業規則を作成し労働基準監督署に届け出ている ●就業規則は、労働時間、賃金、退職などに関する規則を定めたもので、職員全員が内容をよく理解するよう努めなければなりません。職員が10人未満の場合でも賃金や退職などの労務のトラブルは起こる可能性があるため、就業規則を作成した方がよいでしょう。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

